

屋内体育施設再開における感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、来館者の皆様の健康・命を守るために行っている屋内運動施設の感染防止対策を一部変更いたします。なお、今回の変更は屋内温水プールのみとなります。

皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

変更適用日：令和2年9月1日から

変更内容：各施設の感染防止対策（変更後）
のとおり

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大等の状況により、対策等が変更になる場合があります。

令和2年8月31日

スポーツ振興課(922-7200)

各施設の感染防止対策（変更後）

施設	諸室	対策
市民体育館	共通事項	利用者名簿の記入 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の利用制限 1階更衣室の開放（人数制限） シャワールームの利用禁止 休憩室の机と椅子の使用禁止 利用者間の十分な距離の確保 大きな声での会話や応援の禁止
	アリーナ	人数制限（1コートあたり最大50人程度） 観覧席の開放（使用座席数の制限）
	卓球場	人数制限（1台あたり最大4人） 台数制限（12台⇒8台） 利用時間の細分化 9時～10時30分、11時～12時30分、 13時～14時30分、15時～16時30分、 17時～18時30分、19時～20時30分 （※1回あたり90分）
	多目的	人数制限（最大25人程度）
	柔道場	人数制限（最大30人程度）
	剣道場	人数制限（最大30人程度）
	トレーニングルーム	人数制限（1回最大25人） 時間短縮（夜間と日曜日、祝日の利用不可） 利用時間の細分化 9時30分～11時、11時30分～13時、13時30分～15時、 15時30分～17時 （※1回あたり90分） 各自の機械使用後の消毒要請
	弓道場	人数制限（最大15人程度）
勤労者体育センター	共通事項	利用者名簿の記入 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の利用制限 トレーニングルームの利用禁止 更衣室の開放（人数制限） 談話室の机と椅子の使用禁止 利用者間の十分な距離の確保 大きな声での会話や応援の禁止
	アリーナ	人数制限（1コートあたり最大50人程度）
	卓球場	人数制限（1台あたり最大4人） 台数制限（3台⇒2台） 利用時間の細分化 9時～10時30分、11時～12時30分、 13時～14時30分、15時～16時30分、

		17時～18時30分、19時～20時30分 (※1回あたり90分)	
	トレーニングルーム	利用不可	
香陵武道場	共通事項	利用者名簿の記入 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の利用制限 更衣室の開放(人数制限) 利用者間の十分な距離の確保 大きな声での会話や応援の禁止	
	柔道場	人数制限(最大30人程度)	
	剣道場	人数制限(最大30人程度)	
	弓道場	人数制限(最大15人程度)	
屋内温水 プール		利用者名簿の記入 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の利用制限 休憩室の使用禁止 ハンドドライヤーの使用禁止 更衣室ロッカーの間隔を空け使用制限 利用者間の十分な距離の確保 プールサイドでの私語の禁止 人数制限(1回あたり最大30人程度) 利用時間の細分化	
		平日(午前)	土・日・祝日(午前)
		7月21日～8月30日の間	6月1日～9月30日の間
		9時～10時30分、 11時～12時30分	7時30分～9時、 10時～11時30分
		午後	
		13時～14時30分、15時～16時30分、 17時～18時30分、19時～20時30分	
戸田B&G 海洋センター	共通事項	利用者名簿の記入 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の利用制限 利用者間の十分な距離の確保 大きな声での会話や応援の禁止	
	アリーナ	人数制限(1コートあたり最大50人程度)	
	武道場	人数制限(最大30人程度)	
	プール	更衣室ロッカーの間隔を空け使用制限 人数制限(1回あたり最大20人程度) 利用時間の細分化 9時～12時、13時～14時30分、 15時～16時30分、18時～20時30分	

※変更箇所は赤字で表記しています。

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト

利用者が順守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の順守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（少なくとも 2 m 以上の距離を空けることが適当）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要があること
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定の場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 飲みきれなかった飲み物等ゴミは、各自持ち帰ること